Ｒ２企総管　川口発電所
旧予備発電機室内アスベスト除去工事

目　次

番号	図　面　名
B-001	工事概要　　特記仕様書1
B-002	特記仕様書2
B-003	特記仕様書3　付近見取図　配置図
B-004	Ｂ２階　平面図
B-005	Ｂ１階　平面図
B-006	１階　平面図
B-007	予備発電機室　展開図1（支障物件確認図）
B-008	予備発電機室　展開図2（支障物件確認図）
B-009	Ｂ２階　平面図（仮設参考図）
B-010	Ｂ１階　平面図（仮設参考図）
B-011	断面図（仮設参考図）

所　長	次　長	課　長	課長補佐	係　長	課　員	担　当

I. 工事概要

1. 工事名称　　Ｒ２企総管　川口発電所　旧予備発電機室内アスベスト除去工事

2. 工事場所　　那賀郡那賀町吉野

3. 敷地面積

4. 工事種目　　アスベスト除去工事
　旧予備発電機室（壁・天井）： 床面積65.63m2

5. 工事区分　　建築工事一式

6. 工　期　　工事完成期間は令和　　年　　月　　日とする.

II. 建築工事仕様書

章	項　目	特 記 事 項
一章 一般共通事項	1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は，すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による. ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という.) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という.) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版) ◎本工事のうち電気工事及び管工事について，下請業者を使用する場合は，工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること. ◎設計図書の優先順位は，次の順とする. (1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31 年版)等 ◎施工条件は次による. ・工程については，施設管理者と協議の上決定すること. ・その他の詳細な施工条件については，実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し，適宜相互に日程の調整及び確認を行う. ・作業時間については，施設管理者と協議の上決定すること. ◎本工事で使用する建設機械は，「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする. 現場代理人は，施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等，同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする. ただし，記載されていない機種，規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない. なお，同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は，監督員と協議する. ただし，騒音規制法，徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする. ◎本工事に使用する土工機械は，「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする．ただし，排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は，平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」，又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業，あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが，これにより難い場合は，監督員と協議するものとする．なお，排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合，現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする. ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は，1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し，その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること. ◎受注者は，本工事の一部を下請に付する場合には，徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない．なお，徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は，県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に発注者に提出しなければならない.
	2. 工事関係図書	◎施工に先立ち，実施工程表，工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し，監督員に提出すること. ◎上記の施工計画書には，「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること. ◎施工図，現寸図，見本等は，監督員の指示により速やかに監督員に提出すること.

章	項　目	特 記 事 項
一章 一般共通事項	3. 安全衛生管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については，施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること. ◎工事現場における現場代理人，監理技術者，主任技術者の確認のため名札を着用すること. 名札には現場代理人，監理技術者，主任技術者の別，氏名，会社名，工事名を記載し，顔写真を添付すること. ◎工事現場の安全衛生管理については，労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと. ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は，建築基準法，労働安全衛生法，騒音規制法，振動規制法，大気汚染防止法，建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)，建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること. ◎受注者は，工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い，「支障物件確認書」を監督員に提出し，監督員の確認を受けてから工事着手すること. ◎受注者は，工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し，支障を及ぼさないような措置を施さなければならない．万一，損傷を与えた場合は，ただちに監督員に報告するとともに，施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること. ◎受注者は，重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む．）又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む．)を行うときは，当該作業を指揮する者を定め，監督員に報告しなければならない. ◎受注者は，機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は，当該作業を指揮する者を定め，指揮者の合図により行わなければならない．また，作業状況について，写真等の資料を整備及び保管し，監督員の請求があったときは，直ちに提示しなければならない. ◎受注者は，輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため，重機回送時の高さ，移動式クレーンのブームの格納，ダンプトラックの架台の下ろし等について，走行前に複数の作業員により確認しなければならない. ◎受注者は，移動式クレーンを使用する場合は，上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置，ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない．なお，令和2年度末までは経過措置期間とするが，この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする. ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること. ◎受注者は，工事用車両による土砂，工事用資材，機械等の輸送を伴う場合は，関係機関と打合せを行い，交通安全に関する担当者，輸送経路，輸送期間，輸送方法，輸送担当業者，交通誘導員の配置，標識，安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て，災害の防止を図らなければならない．特に，輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は，当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない. ◎受注者は，工事期間中安全巡視を行い，工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から，資機材の保管状況等についても併せて確認すること. また，監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には，速やかに提出すること.
	4. 工事現場管理	◎工事現場には，工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること. ◎受注者は，本工事において使用する工事看板・バリケード等については，県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない．県産木材を使用した場合，受注者は，工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない. ◎電気保安技術者は次の者とし，必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により，監督員の承諾を受けること. ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は，その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする. ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は，第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする. ◎発生材の処理等は，次により適正に行う. (1) 工事による発生材のうち，文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については，報告及び引き渡しを要する. (2) 上記以外の発生材は，建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律，資材の有効な利用の促進に関する法律，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること．受注者は，工事で発生する産業廃棄物を保管する場合，または自ら運搬する場合等においては，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること．図書に表示のないものについては，監督員(契約書に規定する監督員をいい，様仕の規定による場合は監督職員と読み替える，以下同じ．)に報告し指示を仰ぐこと. (3) 撤去物の種類，発生材の処分場を記載する. | 種　類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良産廃 処理業者	所　在　地 処　分　地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜き) | |---|---|---|---|---|---| | 廃ｱｽﾍﾞｽﾄ | (株)明和クリーン | | 三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956 | 128 | 50,000　円/m3 | | 金属 | (株)旭金属☆優良認定 | ○ | 徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12 | 50.2 | 0　円/ｔ | 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが，増額変更の対象とはしない．また，この場合，処分単価の見積書の提出を求め，減額変更を行うことがある. なお，上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下，「優良産廃処分業者」という．）に認定されているとき，処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること．ただし，諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は，理由書を監督員に提出すること.

章	項　目	特 記 事 項
一章 一般共通事項	4. 工事現場管理	(4) 受注者は，建設副産物が搬出される工事にあたっては，建設発生土は建設発生土搬出調書，産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により，適正に処理されているか確認するとともに，監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない．なお，監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない. ◎受注者は，資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という．）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事，又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において，コンクリート（二次製品を含む．），土砂，砕石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という．）により再生資源利用計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない. 受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事，又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，ＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。 受注者は，再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には，工事完了後速やかにＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出しなければならない. 受注者は，ＣＯＢＲＩＳの入力において，資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない．ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする. ◎工事に影響のある範囲内の重要備品等　（ 有 ・ (無) ） 備品等名称： 保管場所　： 注意事項　：
	5. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料等は，設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし，JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は，次の(1)から(3)の事項を満たすものとする. (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること. (2) 法令等で定める許可，認定又は免許を取得していること. (3) 製造又は施工の実績があり，その信頼性があること. なお，「評価名簿による」と記載されているものは，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする. ◎受注者は，本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には，発注前に，「生コンクリート使用承諾願」，「材料使用承諾願」，「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない. ◎受注者は，工事完了後，請負金額が500万円以上の工事において，「木材使用実績報告書」(電子データ)，「建設資材使用実績報告書」（電子データ）を監督員に提出しなければならない. ◎県産木材の使用 (1) 受注者は，工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合，原則として県産木材を使用しなければならない．ただし，特段の理由がある場合にはこの限りでない. (2) 「県産木材」とは，「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり，「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである. ① 徳島県木材認証制度により，県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において，徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は，請負金額が500万円以上の工事について，県産木材以外の木材を使用する場合は，県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない. (4) 受注者は，県産木材を使用する前に，徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど，前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない.

徳島県企業局	●工事名　Ｒ２企総管　川口発電所 旧予備発電機室内アスベスト除去工事	●図面番号 B-001	坂口建築設計室 一級建築士　大臣　第223419号　坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878	
	●図面名 工事概要　特記仕様書1	●縮尺 NON		

章	項　目	特記事項
一章　一般共通事項	6. 材料・製品等	◎製材等(製材，集成材，合板，単板積層材)，フローリング，再生木質ボード(パーティクルボード，繊維板，木質系セメント板)については，合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む．)が行われたものを使用する．ただし，機能上，需給上など正当な理由により確保が困難であり，使用できない場合には監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする． また，それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし，監督員に合法証明書を提出するものとする．ただし，平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする． ◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は，監督員の承諾を受けて，当該製品の仕様及び指定工法による． ◎県内産資材の使用 (1) 受注者は，木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合，原則として県内産資材を使用しなければならない．ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない．なお，WTO対象工事については，県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする． (2) 受注者は，請負金額が500万円以上の工事について，県内産資材以外の資材を使用する場合は，県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない． (3) 受注者は，工事完了後，請負金額が500万円以上の工事において，「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。 県内産資材(次のいずれかに該当するもの) ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工，製造された製品 注1 部材，部品が県外製品であっても，県内の工場で加工，製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う． 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工，製造した製品も県内産資材として取り扱う． 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材，製品であること． ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は，再生砕石を使用する場合，県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ．))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない． ◎受注者は，徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない．なお，県内企業調達建材等以外を使用する場合は，県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない．
	7. 化学物質を発散する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は，設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし，次の(1)から(5)を満たすものとする． (1) 合板，木質系フローリング，構造用パネル，集成材，単板積層材，MDF，パーティクルボード，その他の木質建材，ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないものとする． (2) 保温材，緩衝材，断熱材は，ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする． (3) 接着剤は，フタル酸ジ−n−ブチル及びフタル酸ジ−2−エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し，ホルムアルデヒド，アセトアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする． (4) 塗料は，ホルムアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする． (5) (1)，(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具，書架，実験台，その他の什器等は，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないものとする．
	8. 施工	◎工事現場監督員は常駐できないので，疑問な点，その他打合せ決定を要する事項は，監督員の出向いた時，又は企業局へ問い合わせ，工事に遺漏のないようにすること． ◎施工にあたっては，設計図書に従って忠実に施工すること．不都合な工法等を発見した場合は，工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので，注意して施工すること．手直し工事は，受注者の責任において実施し，それに要する費用は受注者の負担とする．
	9. 工事検査及び技術検査	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時，報告書を提出し，監督員の検査等を受け，承認を受けて次の工程に進むこと． ◎試験等によらなければ，確認できない工事(製品)については，試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し，監督員の承諾を受け試験を行い，その結果を報告し承認を得ること． ◎次表により中間検査の対象工事となった場合は，原則として次表の実施回数の中間検査を実施するものとする．ただし，工事検査員が必要と認める場合はこの限りでない． 当初請負対象額 ／ 一般入札工事 ／ 低入札工事 3千万円未満 ／ − ／ 1回 3千万円以上5千万円未満 ／ − ／ 2回 5千万円以上1億円未満 ／ 1回 ／ 2回 1億円以上 ／ 2回 ／ 3回 (注) 低入札工事とは，低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう． ◎中間検査の実施時期は，当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし，契約締結後速やかに監督員と協議すること． ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は，中間検査を省略することができる．

章	項　目	特記事項
一章　一般共通事項	10. 完成図等	◎電子納品：対象 ◎提出書類 ・竣工図（製本3部，電子データ2部）（~~A4・A3・A2~~ ・ 原図版 ） ・工事写真（写真帳 1部（ 着手前 ・ ~~工事中~~ ・ 竣工 ），電子データ 2部） ・使用材料一覧表（ 4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付），電子データ 2部） ・保全に関する資料 ◎竣工図は関係図面（原図貸与）を修正して作成すること． 竣工図データは，関係図面（データ貸与）を修正して作成し，PDF形式，SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する． ◎工事写真はしゅん工，着工前，資材，施工状況の順に整理する． しゅん工写真については，工事目的物の状態が，また，資材，施工状況等については，不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること． ◎工事写真の撮影は，建設大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること． 区　分 ／ サ イ ズ 着 工 前 ／ カラー，手札版又はサービスサイズ 工 事 中 ／ カラー，手札版又はサービスサイズ 竣　工 ／ カラー，手札版又はサービスサイズ ◎工事完成撮影は，専門家に（ ~~よる~~ ・ よらない ）ものとする． ◎受注者は，建築工事を施工する場合，原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という．)すること．
	11. 火災保険	◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること． ◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については，付保を除外できる． (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上，必要がないと認めた場合(外壁補修工事等) ◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に，木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に，請負金額相当額を付保する． また，模様替え工事等については，工事着手時に請負金額相当額を付保する． ◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする． なお，工期延伸した場合には，保険の期間も延長すること． ◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は，火災保険に付保したものとみなす． (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は，受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること．

章	項　目	特記事項
二章　改修仮設工事	1. 一般事項	◎着工に先立ち，敷地境界，既存構造物及び地下埋設物の確認，近隣建築物及び工作物の現状確認，排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと．
	2. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については，次の規格又は認定基準(以下「規格等」という．)に適合するものを使用すること． ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また，厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに，前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し，承諾を得ること． ◎労働安全衛生法第88条に基づき，労働安全衛生規則別表第７に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと． 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること． 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること． ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること． ◎受注者は，高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は，墜落防止に留意し，作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い，その記録を保管すること． ◎内部足場(種類：枠組棚足場) ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること． ◎仮囲い(仕様：A型バリケード)(図示) ◎足場等の設置業者は，別契約の関係受注者に無償で使用させること． ◎受注者は，つり足場(ゴンドラのつり足場を除く．)，張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て，解体又は変更の作業において，材料，器具，工具等を上げ，又はおろすときは，つり綱，つり袋等を労働者に使用させなければならない．また，作業主任者を選任し，その氏名，職務を掲示すること．
	3. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による、工事用進入路、資材搬入路．（養生方法：ビニールシート敷き ） ◎仮間仕切りは，（~~A種・B種~~・ C種 ）とする． セーフティルームは、関係官庁の手続きに際し適合するものとすること．
	4. 監督員事務所	◎監督員事務所は（~~設ける（面積　　m²程度）~~・ 設けない ）
	5. 工事用用水，電力等	◎既存電力利用（ 出来る ・~~出来ない~~），電力料金（~~有償~~・ 無償 ） ただし，施設管理者と協議すること． ◎既存用水利用（ 出来る ・~~出来ない~~），用水料金（~~有償~~・ 無償 ）
	6. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は，（ 図示の場所に ・~~用意していないので業者にて~~ ）設けること． ただし，施設管理者と協議すること．

徳島県企業局	●工事名　Ｒ２企総管　川口発電所 旧予備発電機室内アスベスト除去工事	●図面番号 B-002	坂口建築設計室 一級建築士　大臣　第223419号　坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878	
	●図面名 特記仕様書2	●縮尺 ＮＯＮ		

章	項　　目	特　記　事　項
三章　環境配慮(グリーン)改修工事	I. アスベスト含有建材の処理工事 1.　一般事項	◎関係法令，都道府県の条例等を遵守すること． ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること． ◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(d)により行い，調査結果を監督員に提出すること． ・ただし，分析によるアスベスト含有の調査は，JIS A 1481-1による。 ◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う　・~~行わない~~)． ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による． ・測定を行う場合，アスベスト除去工法の仕様による． ・測定機関は，徳島労働局に登録されている作業環境測定機関とする． ・報告書を(　3　)部作成し監督員に提出すること． ◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し，承諾を受けること． (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと． ◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については，工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する．
	2.　アスベスト含有吹付け材の除去	◎工法 (1) アスベスト除去工法は，「建築物等の保全技術・技術審査証明事業」による保全審査証明取得工法又は(財)日本建築センターによる審査証明取得工法とする． ◎除去箇所一覧表

階数	室　　名	箇所	建　材　種　別	面積	
B1.2	予備発電機室	1	吹付石綿	249m2	

◎作業場の隔離等
(1) 前室，洗浄室及び更衣室は(図示の位置に設ける　・~~仮設建築物を設ける~~)．

◎施工記録等
(1) 施工記録報告書を作成し，監督員に提出すること．
(2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間の保存すること．

◎養生
(1) 床面：t=0.15　ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰﾄ　２重張り
(2) 壁面：t=0.1　ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰﾄ　１重張り

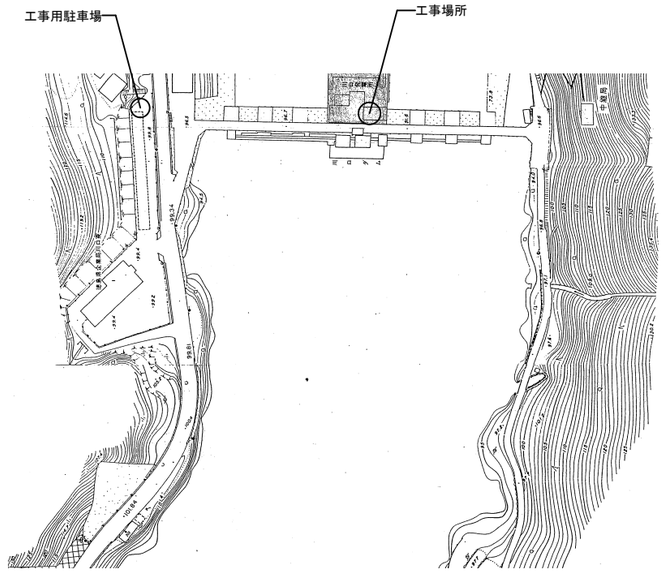

付近見取り図兼配置図

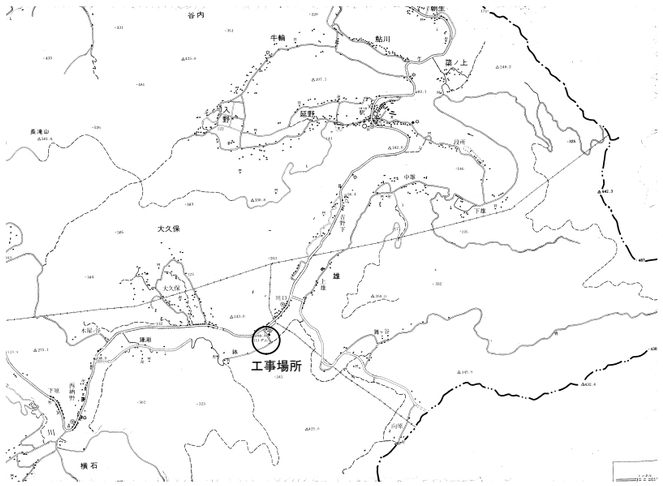

付近見取図

徳島県企業局	●工事名　Ｒ２企総管　川口発電所 旧予備発電機室内アスベスト除去工事	●図面番号 B-003	坂口建築設計室 一級建築士　大臣　第223419号　坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 特記仕様書3　付近見取図　配置図	●縮尺 NON	

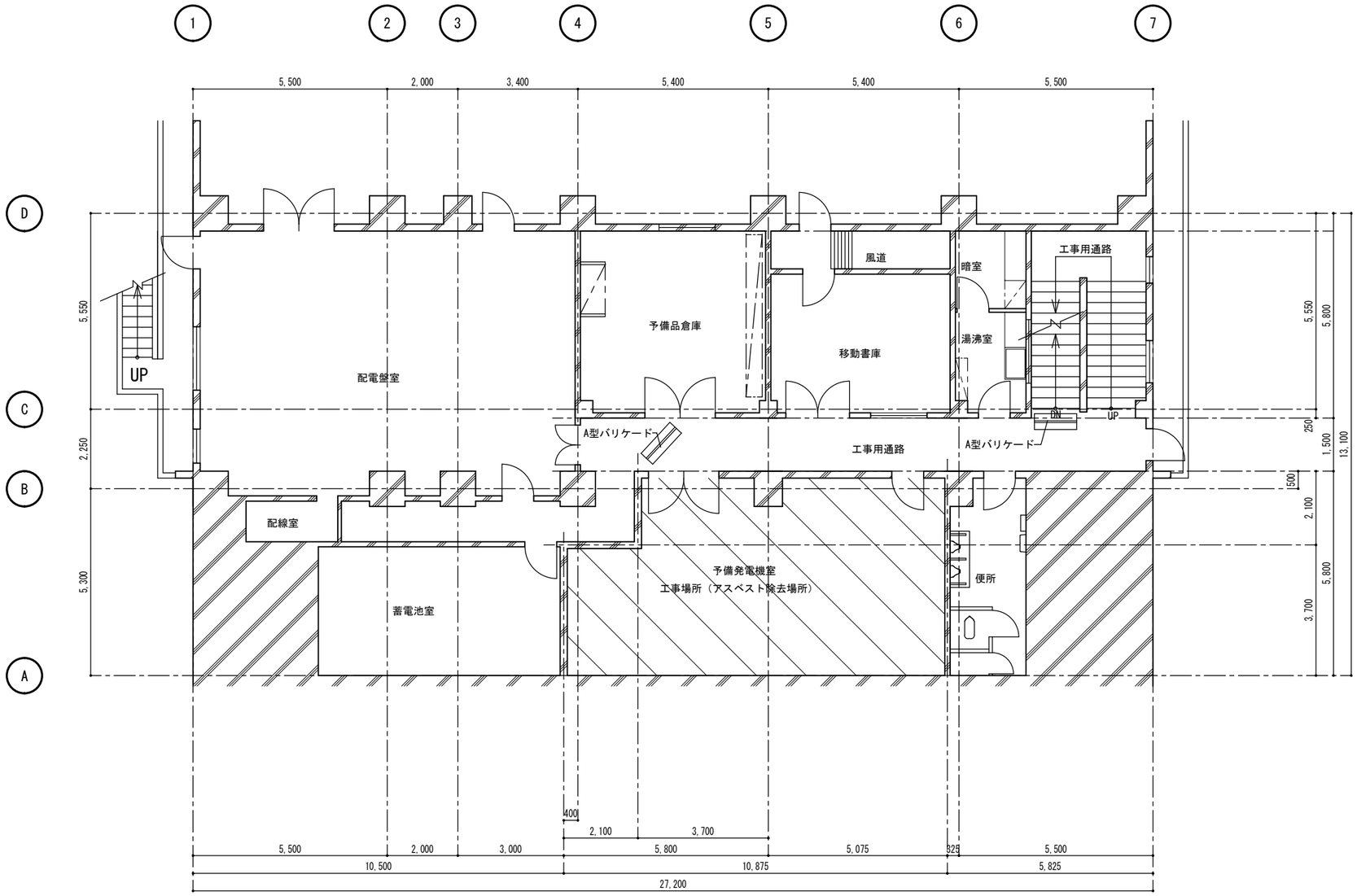

Ｂ２階　平面図　Ｓ＝1/100

アスベスト除去工事対象室床面積
予備発電機室
10.875×5.8＝63.075
-2.1×2.1＝-4.41
5.8×1.2＝6.96
合計　　＝65.63m2

徳島県企業局	●工事名　Ｒ２企総管　川口発電所 旧予備発電機室内アスベスト除去工事	●図面番号 B-004	坂口建築設計室 一級建築士　大臣　第223419号　坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878	
	●図面名 Ｂ２階　平面図	●縮尺 1/100		

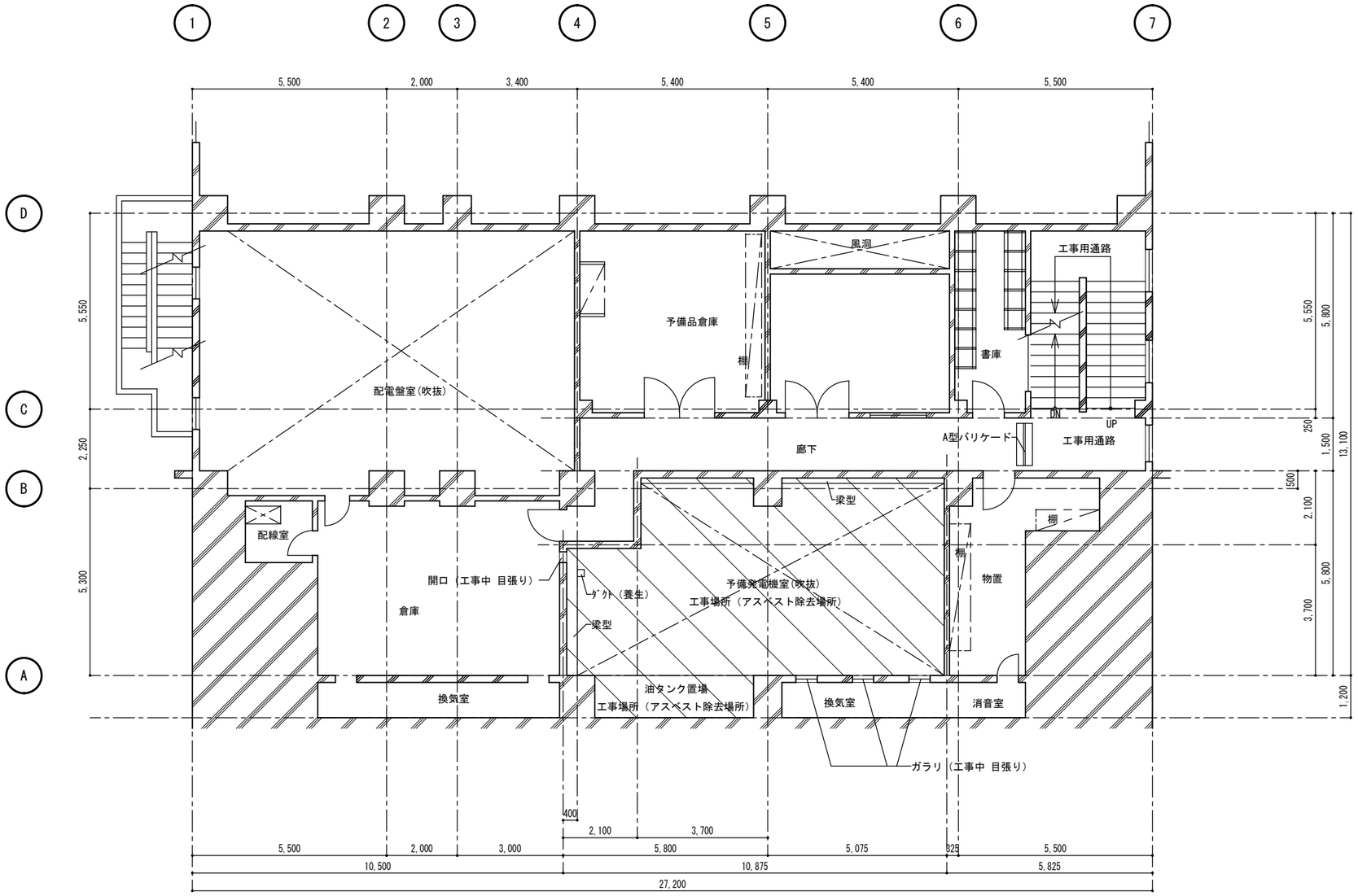

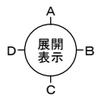

B１階　平面図　S＝1/100

徳島県企業局	●工事名　Ｒ２企総管　川口発電所 旧予備発電機室内アスベスト除去工事	●図面番号 B-005	坂口建築設計室 一級建築士　大臣　第223419号　坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL（088）664-0878	
	●図面名 Ｂ１階　平面図	●縮尺 1/100		

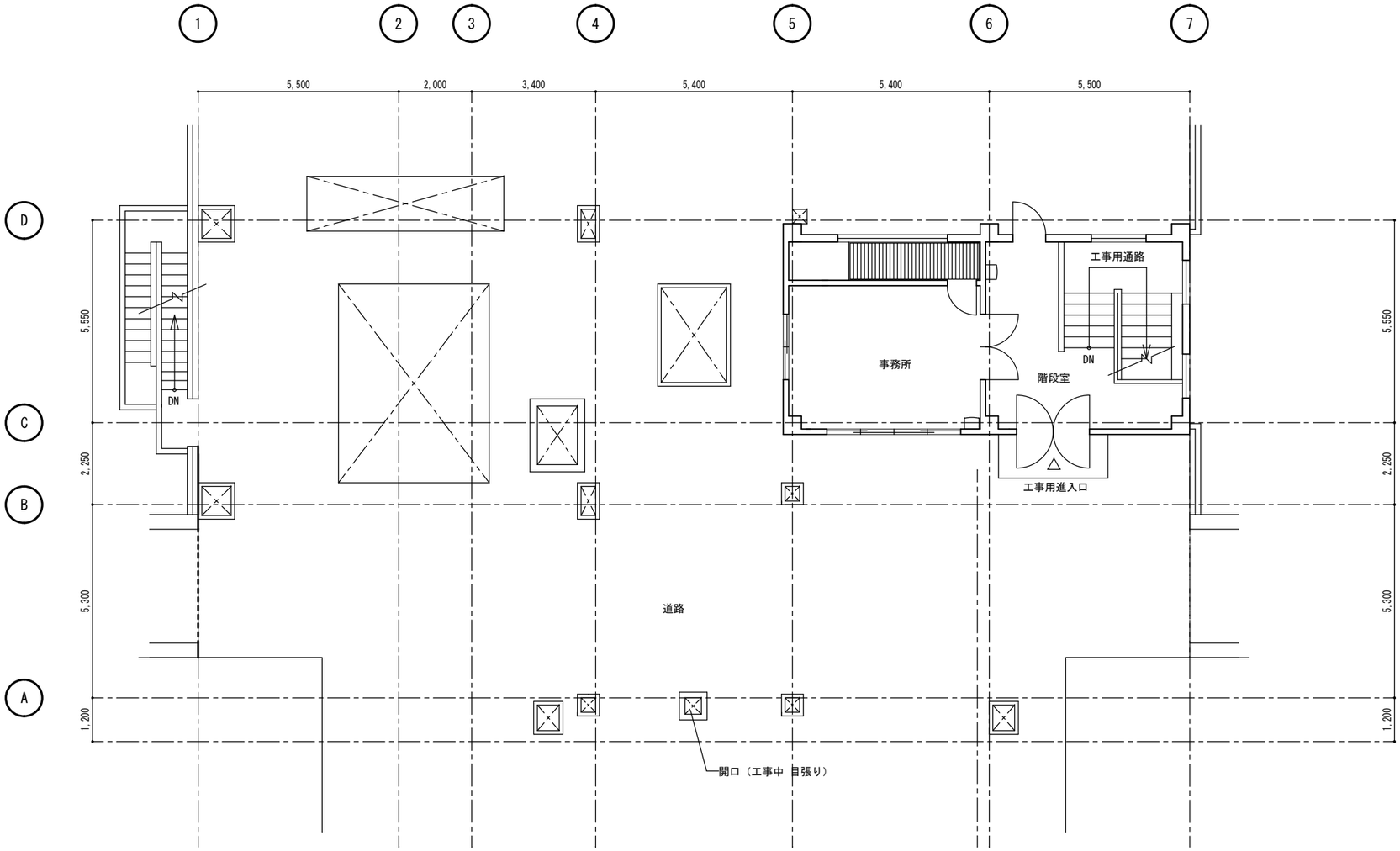

1 階　平面図　S＝1/100

徳島県企業局	●工事名　Ｒ２企総管　川口発電所 旧予備発電機室内アスベスト除去工事	●図面番号 B-006	坂口建築設計室 一級建築士　大臣　第223419号　坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL（088）664-0878
	●図面名 1階　平面図	●縮尺 1/100	

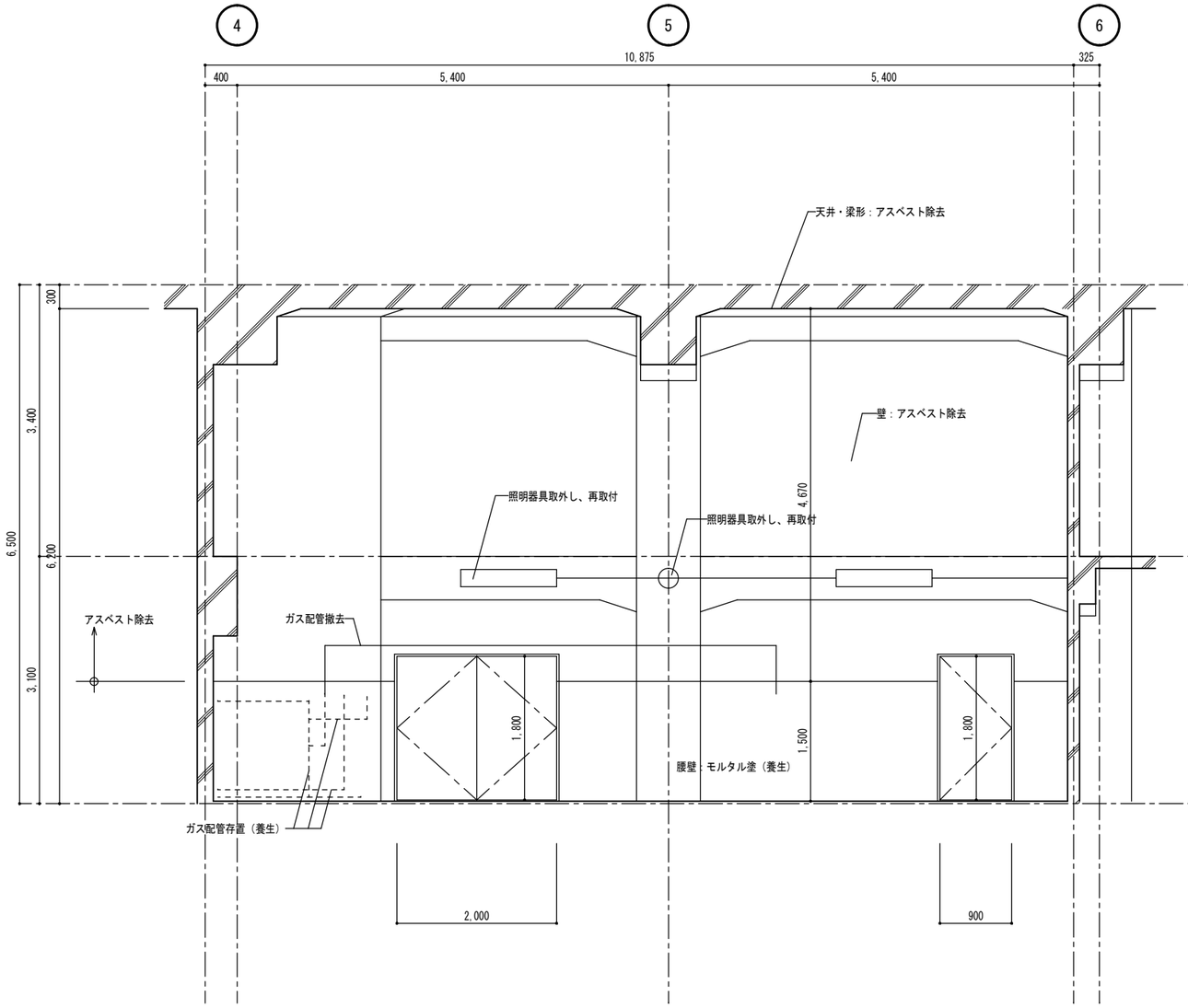

A面　展開図　S＝1/50

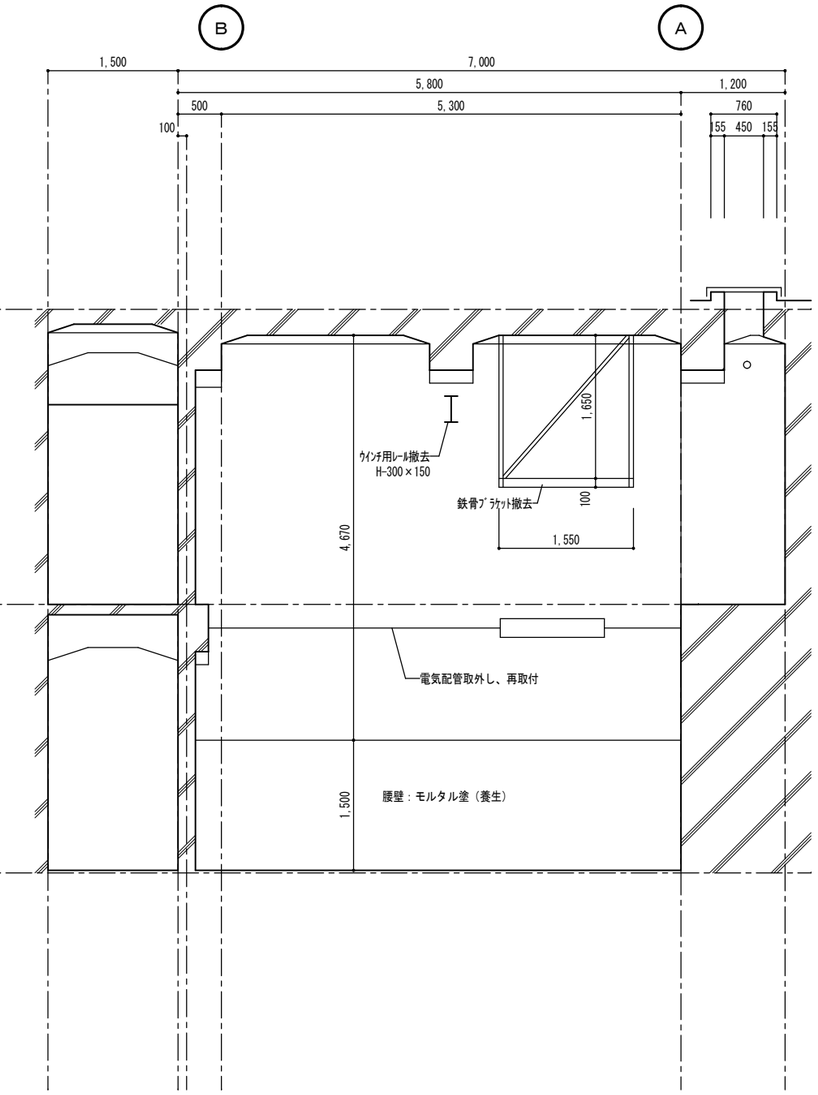

B面　展開図　S＝1/50

徳島県企業局	●工事名　Ｒ２企総管　川口発電所 旧予備発電機室内アスベスト除去工事	●図面番号 B-007	坂口建築設計室 一級建築士　大臣　第223419号　坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL（088）664-0878
	●図面名 予備発電機室　展開図1（支障物件確認図）	●縮尺 1/50	

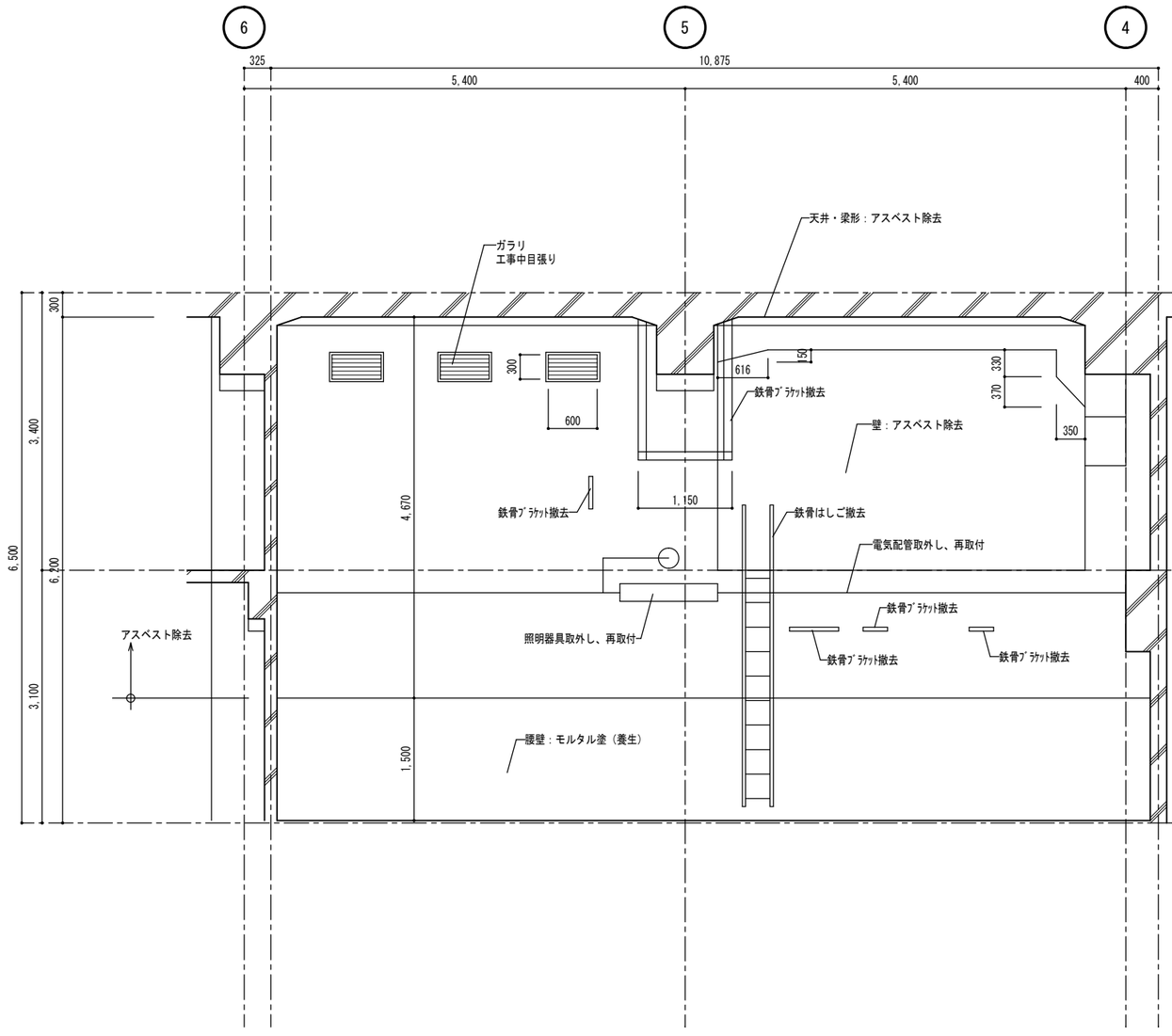

C面　展開図　S＝1/50

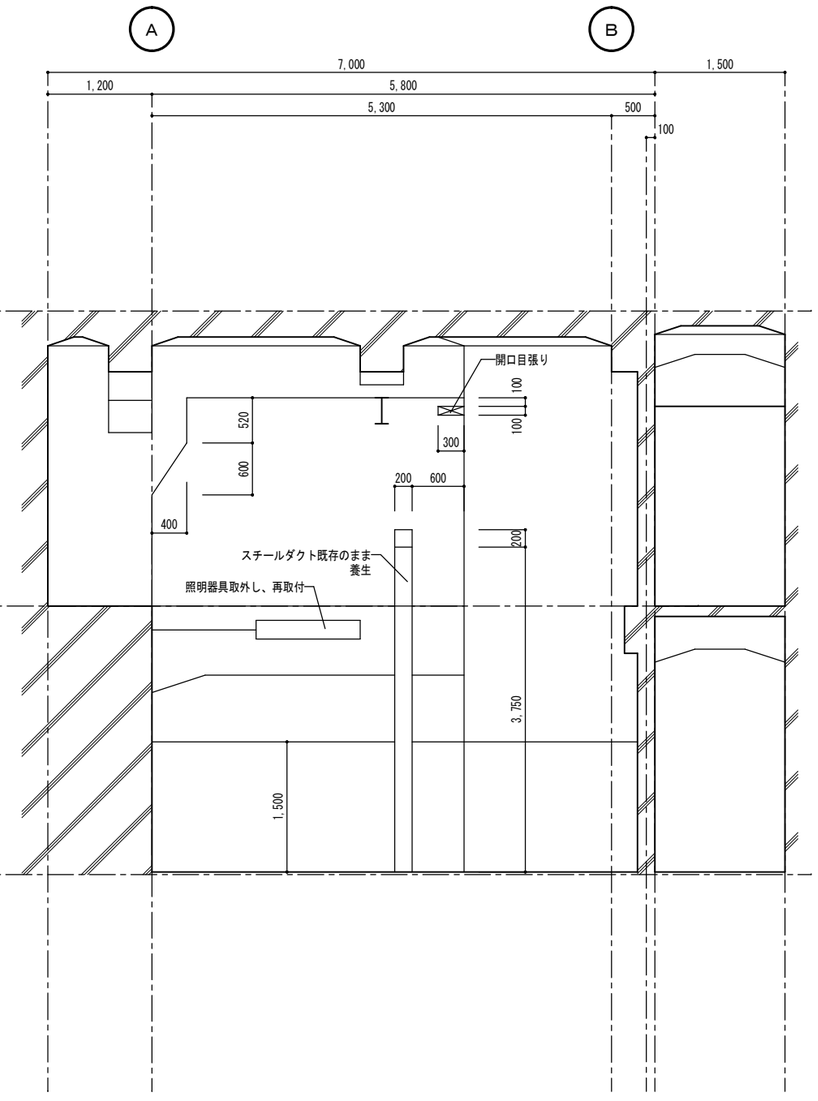

D面　展開図　S＝1/50

徳島県企業局	●工事名　Ｒ２企総管　川口発電所 旧予備発電機室内アスベスト除去工事	●図面番号 B-008	坂口建築設計室 一級建築士　大臣　第223419号　坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL（088）664-0878	
	●図面名 予備発電機室　展開図2（支障物件確認図）	●縮尺 1/50		

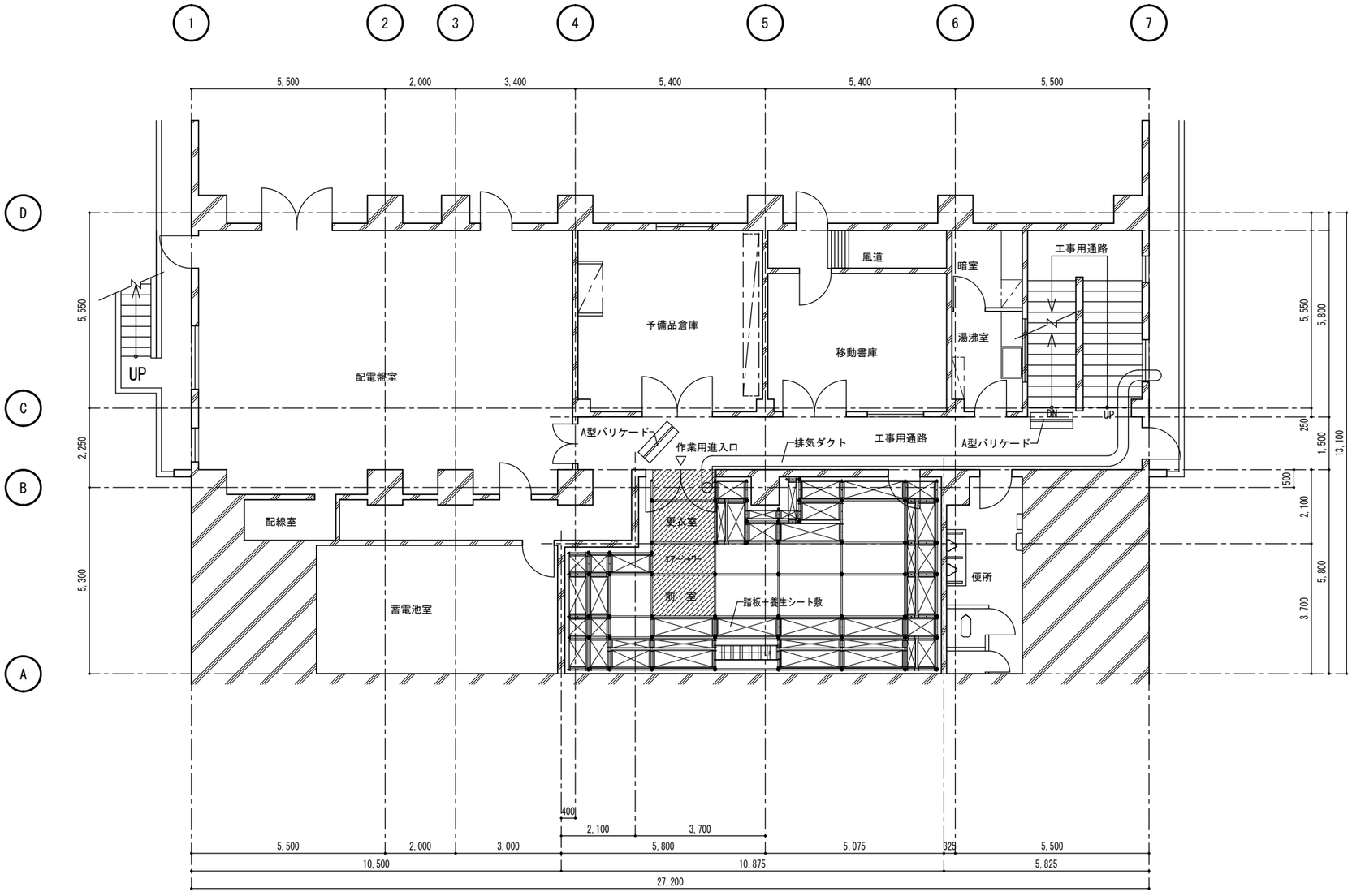

B２階　平面図（仮設参考図）　S＝1/100

セキュリティルーム仕様
木軸下地、ｔ＝0.1ポリエチレンシート張り
養生シート
床面：ｔ0.15ポリエチレンシート２重張り
壁面：ｔ0.1ポリエチレンシート張り

徳島県企業局	●工事名　Ｒ２企総管　川口発電所 旧予備発電機室内アスベスト除去工事	●図面番号 B-009	坂口建築設計室 一級建築士　大臣　第223419号　坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL（088）664-0878	
	●図面名 B2階　平面図（仮設参考図）	●縮尺 1/100		

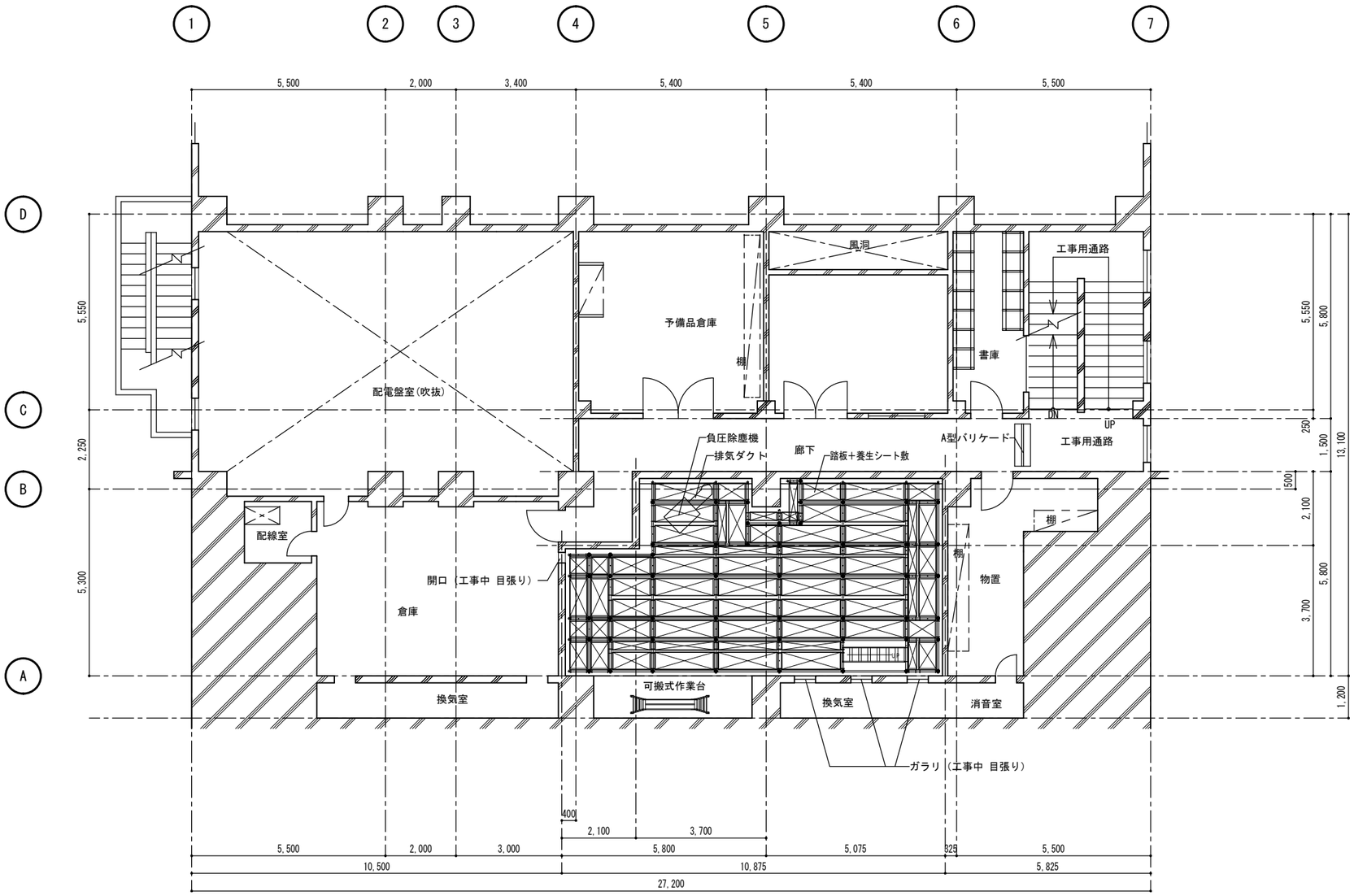

B1階　平面図（仮設参考図）　S＝1/100

セキュリティルーム仕様
木軸下地、ｔ＝0.1ポリエチレンシート張り
養生シート
床面：ｔ0.15ポリエチレンシート２重張り
壁面：ｔ0.1ポリエチレンシート張り

徳島県企業局	●工事名　Ｒ２企総管　川口発電所 旧予備発電機室内アスベスト除去工事	●図面番号 B-010	坂口建築設計室 一級建築士　大臣　第223419号　坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL（088）664-0878	
	●図面名 B1階　平面図（仮設参考図）	●縮尺 1/100		

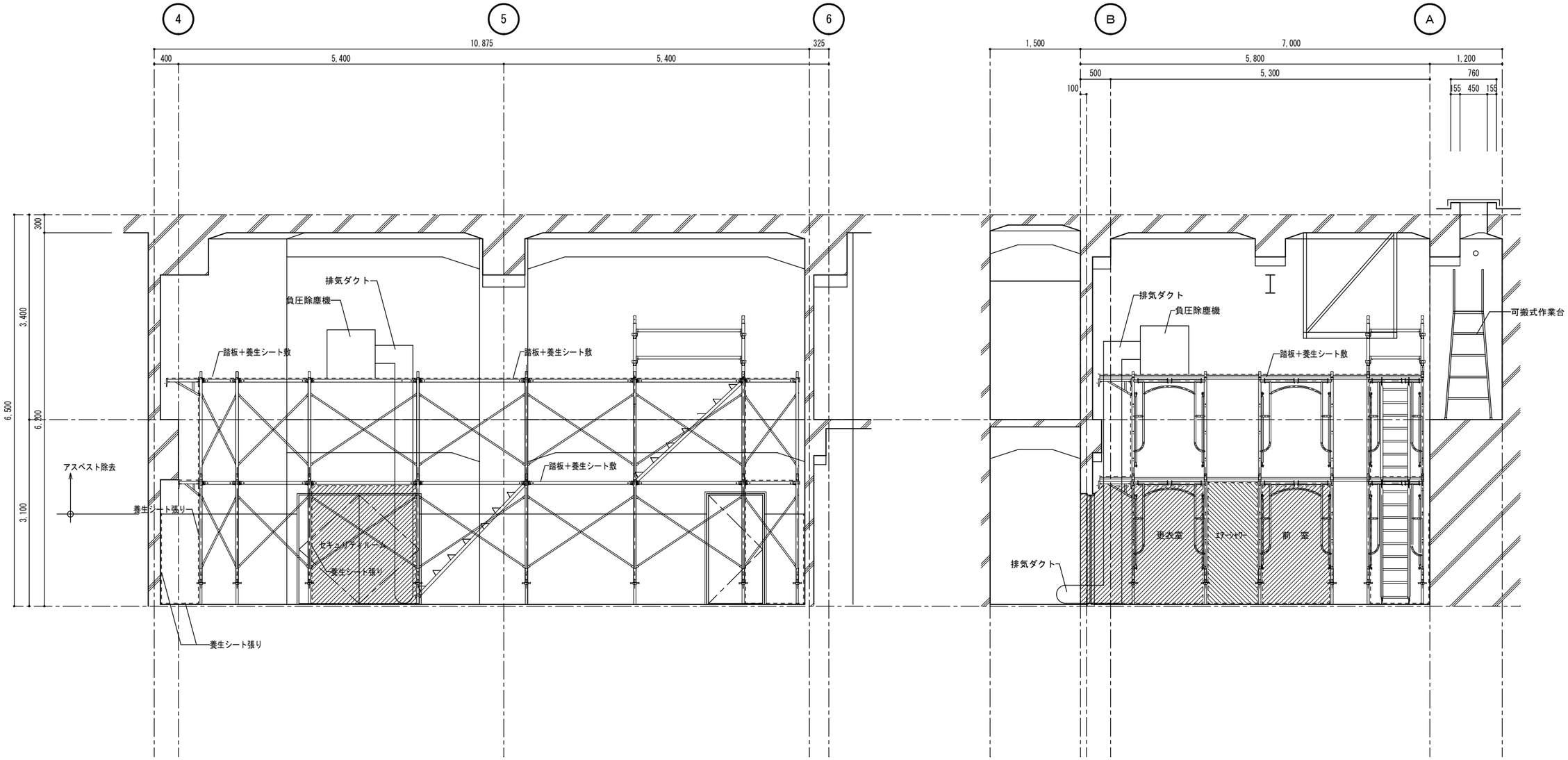

断面図（仮設参考図）　S＝1/50

セキュリティルーム仕様
木軸下地、ｔ＝0.1ポリエチレンシート張り
養生シート
床面：ｔ0.15ポリエチレンシート２重張り
壁面：ｔ0.1ポリエチレンシート張り

徳島県企業局	●工事名　Ｒ２企総管　川口発電所 旧予備発電機室内アスベスト除去工事	●図面番号 B-011	坂口建築設計室 一級建築士　大臣　第223419号　坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL（088）664-0878
	●図面名 断面図（仮設参考図）	●縮尺 1/50	